

## 今村復興大臣閣議後記者会見録

(平成28年10月28日(金)10:15～10:20於)復興庁記者会見室)

### 1. 発言要旨

おはようございます。まず、本日の会見に先立ってであります、一言申し上げます。

昨27日、長きにわたって国の平和と国民の福祉のために貢献してこられた三笠宮崇仁親王殿下が薨去されました。心から哀悼の意を表します。

では、2点申し上げます。

1点目は、川俣町の避難指示解除についてであります。

本日、原子力災害対策本部において、川俣町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域が、平成29年3月31日に解除される旨決定をされました。

それから第2点目であります、明後日10月30日、安倍総理が宮城県南三陸町、気仙沼市を訪問される際、私も同行する予定であります。行程等については、昨日、発表してあると思います。以上です。

### 2. 質疑応答

(問) 26日に仙台地裁の方で、宮城県石巻市大川小学校の遺族の方が市や県を訴えた損害賠償補償の判決がありまして、遺族の請求を認めるような内容だったんですけれども、大臣の所感をお伺いします。

(答) これについては、そういう判決があったことは承知をいたしております。改めまして、犠牲になられた児童、教職員の皆様方の御冥福をお祈り申し上げ、また遺族の方々にも改めて哀悼の意を表する次第であります。

その上で、この判決につきましては、宮城県と石巻市、そして遺族との間にある訴訟に係るものであります。そういうことも含めましてコメントは差し控えたいというふうに思います。

(問) 復興庁としては、こういった御遺族の方とか、当然被災に遭った方の心のケアというものをこれまでも続けてきたかと思うんですけれども、復興庁が10年の期間を復興期間と設けられていると思うんですが、その復興期間が過ぎた後もそういった事業については続けていく必要があるのか、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

(答) これについては、今後、復興庁がやるのがいいのか、地元を含めてそういった機会をつくっていけばいいのか、それは今後いろいろ検討材料になると思います。今のところは、「こうします」

ということは、まだ言えないというような状況です。

(以 上)